

第2章 ギャンブル等依存症対策の県・自助グループ・民間団体 等で連携する取組

★各段階での現状・課題・対策（取組）概要

区分	現状	課題	対策（取組）	
予防	1 予防教育・普及	知識が県民に十分に理解されていない	正しい理解の普及啓発 シンポジウム開催や相談窓口等の周知 ★兵庫県ギャンブル等依存症問題を考えるシンポジウム	
		未成年者や青少年向けの啓発を国の資料を活用して周知	不断に啓発を推進するため、関係機関との連携強化	未成年や青少年向けの周知の継続
		新学習指導要領の保健体育科の指導内容に、新たに精神疾患に関して記載	教員への理解を促進するとともに、参考資料を整備	教育現場と関係機関の連携構築
		民間団体等による啓発シンポジウムやイベント等の実施	—	民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施
	2 制限の方策	違法な賭博等の取締り実施	賭博事犯の発生及び巧妙化	取締り強化、違法なギャンブル等の排除
発症・進行	3 支援の充実	「ひょうご・こうべ依存症対策センター」の設置（平成30年1月開設）	利用しやすい相談機関としての認知	チラシ、HP等を活用した認知度の向上と関係機関との連携強化
		家族等の生活に対しても多大な支障の発生	正しい知識、治療及び支援に関する情報等が得にくい	家族教室や研修会等の実施 ★ギャンブル等依存症問題を抱える家族研修会
		児童虐待やDVに隠れたギャンブル等依存症問題の存在	潜在的なギャンブル等依存症者等の早期発見、適正介入のため、こども家庭センター・女性家庭センター職員への周知	関係機関連携会議や研修の場を通じ、知識や対応等の周知
		依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定（依存症専門医療機関 6箇所 依存症治療拠点拠点機関 4箇所）	新たな機関の選定を進め、治療体制の強化を図るとともに、選定機関の県民への周知促進	治療等の指導者養成研修の開催、国研修等への参加支援
		ケースワーカー（生活保護担当者）の研修への参加	相談機関や医療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性	研修会等を実施し、連携体制の強化を促進 生活保護査察指導員研修会での周知
		自助グループ、民間団体等のミーティングや相談会の実施	自助グループ、民間団体等との連携強化	自助グループ、民間団体等の取組との連携体制構築
再発	4 社会復帰支援	生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談を中心に支援	生活困窮者自立支援法に基づく支援員が、ギャンブル等依存症の知識等の習得	生活困窮者へ適切な支援、地域の支援機関との連携
		多重債務問題（重症者）相談窓口との連携	弁護士会、司法書士会や県消費生活総合センターとの連携体制の強化	弁護士会等の関係機関との連携の仕組みづくり 各種研修や 情報交換の場 を通じた知識や対応等の周知
		民間団体等による情報及び必要な支援の提供	—	民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施

1 県の予防教育・普及

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

ギャンブル等依存症への理解を促進し、当事者やその家族等が、いつでも安心して相談できる環境づくりへ

【現 状】

ギャンブル等依存症は病気であること、誰もがなり得る可能性があること、回復が可能であることなどの正しい知識が県民に十分理解されていないため、適切な医療や支援につながりにくいという現状があります。

このような問題を解消するために、このため、以下の取組を実施しています。

- ① 「ひょうご・こうべ依存症対策センター」のポスター、チラシによる相談窓口の普及啓発を図ります。
- ② 関係機関との協力のもと依存症の理解を深める会議、研修等への参画により、依存症の正しい知識を普及啓発しています。

【課 題】

ギャンブル等依存症の正しい理解が十分浸透されていないこと等から、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要があります。

また、行政の窓口の紹介だけではなく、専門医療機関の情報提供、自助グループ、民間団体等の活動内容の周知など、関係機関それぞれの担う役割を把握したうえで、連携・協力する必要があります。

【対 策】

関係機関との連携により、ギャンブル等依存症の理解を深めるため**兵庫県ギャンブル等依存症問題を考えるシンポジウム**を開催し、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発します。

また、自助グループや民間団体の活動を普及啓発することで、必要な支援につながることから、関係事業者の協力を得て、公営競技場、パチンコ店等へ「ひょうご・こうべ依存症対策センター」チラシ、自助グループや民間団体のチラシ等を配置し、相談窓口や相談会の普及啓発を図ります。

基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に合わせた普及啓発の取り組みの関係事業者との連携を検討します。

(2) 青少年等に対する普及啓発【消費生活課、青少年課】

目指すべき姿

青少年や若い世代にもギャンブル等依存症問題への関心と理解促進へ

【現 状】

消費者庁が公表した、多重債務者の増加抑制に資するよう、注意喚起・普及啓発用資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」、また、青少年向けの啓発資料「のめり込み」にはくれぐれも御注意を」を活用し、周知を図ってきました。

【課 題】

未成年者や青少年向け啓発用については、今後も不断に啓発を推進する必要があるため、関係団体等への周知を継続的に進めていく必要があります。

また、国との連絡・連携を密にし、効果的な普及啓発とする必要があります。

【対 策】

① 青少年向け啓発用資料の継続的な周知

国の関係機関との連携を図り、継続的な周知を行います。

学校教育においても、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなど関係機関と連携しつつ、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、普及啓発を推進します。

② 消費者月間等と連携しての青少年向け啓発用資料の周知

消費者月間の関連行事や関係省庁等の実施する啓発イベント等において青少年向け啓発用資料を配布するなどの周知を行います。

(3) 学校教育における指導の充実【教育委員会】

目指すべき姿

教育現場における適切な指導を実施し、ギャンブル等依存症の早期発見・未然防止へ

【現 状】

学習指導要領等に記述がないギャンブル等依存症は、直接的な指導がなされていませんでしたが、平成30年3月公示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げられました。新学習指導要領が令和4年度入学生より年次進行で実施されることを受け、準備を進めています。

【課 題】

現在、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分なされていないことや、学校において指導する上で、参考となる資料が十分に整備されていないことが課題となっています。

そのため、新学習指導要領の周知や参考資料の作成・普及等により、教員のギャンブル等依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していくとともに、生徒が抱える問題の背景にギャンブル等依存症があるケースに遭遇した場合、適切な関係機関へつなぐなど対応する必要があります。

【対 策】

文部科学省が推進する取組に協力します。

① 新学習指導要領の実施に向けた周知

令和4年度以降の新学習指導要領の実施に向け、県内の学校体育担当指導主事等に対し、当該要領を各種研修会等で周知します。

② 教育現場と関係機関の連携構築

連携会議等を通じ、教育現場から相談窓口や医療機関などへつなげることができる連携体制づくりを進めます。

2 ギャンブル等の制限の方策

(1) 未成年者への対応【いのち対策室、関係事業者】

目指すべき姿

関係事業者との連携のもと協力体制を築き、未成年者への対応促進へ

【現 状】

公営競技については、20歳未満の者が投票券を購入すること、ぱちんこについては、18歳未満の者が利用することが禁止されています。関係事業者において、年齢確認や啓発等の取り組みにより、20歳未満の投票券の購入禁止や18歳未満の者の利用禁止を進めています。

【課 題】

関係事業者の取組において、未成年者と思われる者への声かけや年齢確認、注意喚起の実施等が行われています。今後も未成年者への対応方策を検討していく必要があります。

【対 策】

関係事業者と連携を図り、関係事業者の取組に加え、行政機関からの働きかけをどのように行い、より効果的かつ具体的な対応策があるのか検討していきます。

(2) 関係事業者との連携【いのち対策室、精神保健福祉センター、関係事業者】

目指すべき姿

新たな入場管理方法による適正かつ実効性のある
ギャンブル等への制限へ

【現 状】

競馬主催者等は、入場制限対象者の特定について、目視による確認作業の支援ツールとして、個人認証システムの導入に向けた調査を開始しています。

全国モーターボート競走施行者協議会は、関係団体と連携して、ICT 技術を活用した入場管理方法の研究を開始しています。

【課 題】

本人・家族申告によるアクセス制限は、まだまだ利用実施が低調な状況が見受けられます。行政と関係事業者の一体的な取組を進め、利用者が広がるように連携を図る必要があります。

入場制限の対象者が少ないうちは、対象者の特定ができているが、対象者が増加してきたときにいかに精度を上げる必要があります。

また、関係事業者の取り組みに対し、いかに協力していくかの方策を検討する必要があります。

【対 策】

行政として、関係事業者との定期的な連携会議を開催し、現状や実態を共有することで、その対応方策の検討を行い、実効性のあるギャンブル等への制限を適正かつ実効性のあるものとします。

特に、家族申告によるアクセス制限は、家族支援の一助となることから、精神保健福祉センターなど行政機関も協力し、家族教室等での周知を図ります。

(3) 違法なギャンブル等の取締り【県警本部】

目指すべき姿

違法な賭博の撲滅に向けて、環境浄化の推進へ

【現 状】

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しています。令和元年中、警察では、全国で店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を52件検挙しています。

【課 題】

厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しています。

【対 策】

警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施していくこととしているため、県警本部においても同様に取締りを強化します。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第11項も踏まえ、平成31年4月に、警察庁から都道府県警察に対して取締りの指示を徹底するなど、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していきます。

(附帯決議11項)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

3 支援の充実

(1) 相談支援【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

いつでも、誰でも相談できる「ひょうご・こうべ
依存症対策センター」へ

【現 状】

平成30年1月、県精神保健福祉センターに神戸市と共同で「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置し、依存症相談員を配置し、依存症に関する相談拠点として、相談支援等の依存症対策を総合的に実施しています。

また、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、依存症対策総合支援事業を実施し、「ひょうご・こうべ依存症対策センター」では、地域の相談支援を行う者を対象とした研修を行うとともに、家族教室などを実施しています。

【課 題】

「ひょうご・こうべ依存症対策センター」の相談窓口としての体制強化や相談拠点として、さらなる周知を図るとともに、その機能について関係機関へ理解を促進し、県民だれもが利用しやすい相談機関として認知を広める必要があります。

ギャンブル等依存症は、回復等が十分可能であるにもかかわらず医療機関につながりにくい現状があります。「ひょうご・こうべ依存症対策センター」では、必要に応じて依存症専門医療機関等へつないでいますが、他の相談窓口においても医療機関との連携が図れる体制づくりが必要です。

【対 策】

- ① 広く県民が相談拠点等の情報を得られるように、チラシ等による周知やホームページ等での周知方法等見直しを行い、認知度の向上を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、県のギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進め、必要に応じて医療機関へつなぐことができるようにします。

(2) 家族への支援【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

家族等へも、開かれた「ひょうご・こうべ依存症対策センター」へ

【現 状】

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金をする場合も多く、本人のみならず、その家族等の生活に対しても多大な支障が生じることがあります。そうした場合には、直接家族等への支援が必要となります。

また、ギャンブル等依存症を含め、依存症者は、「否認の病」と言われ、ギャンブル等依存症者自ら相談窓口や医療機関へ繋がり難いことがあります。そこで家族等からの働きかけが重要な役割を担います。

【課 題】

ギャンブル等依存症の特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報等を得にくい状況から、ギャンブル等依存症者の家族等が必要な情報や支援を受けられていない現状があります。

家族等に対し、情報提供や必要な支援をすることによって、ギャンブル等依存症者が、相談機関や治療機関へ確実に繋がるように、家族支援の視点から関係機関の有機的な連携を強化する必要があります。

【対 策】

家族に対するギャンブル等依存症の理解を深める機会を設け、ギャンブル等依存症者が適切な支援窓口や医療機関に繋がるよう支援します。

このため、ギャンブル等依存症者の家族を対象とした家族教室や、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を深めるため**ギャンブル等依存症問題を抱える家族研修会**を実施します。

また、ギャンブル等依存症者の家族等は、多くの問題を抱えていることから、家族等にも精神的なケアが必要となります。家族を支援するギャマノンやギャンブル依存症家族の会等の家族ミーティングの参加によって、精神的な安定が図れることがあることから、そうした自助グループ・民間団体等の紹介も積極的に行って行きます。

(3) 早期発見・早期介入による適切な支援【いのち対策室、児童課】

目指すべき姿

ギャンブル等依存症である者等を早期に発見、適切な介入による支援へ

【現 状】

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連しています。こうした問題を背景としたギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援に繋げる必要があります。

児童虐待やドメスティックバイオレンスの背後に隠れているギャンブル等依存症の問題に、こども家庭センターと女性家庭センターの職員が対応しているケースもあることが考えられます。

【課 題】

潜在的なギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切に介入して支援につなげるため、関係機関連携会議や研修の場を通じて、こども家庭センター、女性家庭センター職員に対し、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等について、周知を図ることが必要です。

【対 策】

関係機関連携会議や研修の場等を通じて、関係職員に対しギャンブル等依存症に関する知識や対応等について、周知を図ります。

加えて、国からの「子ども虐待対応の手引き」、「婦人相談所ガイドライン」や通知等も活用し、ギャンブル等依存症問題について理解を促進します。

(4) 治療支援【いのち対策室、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関】

目指すべき姿

いつでも、誰でも安心して受診できる体制へ

【現 状】

兵庫県では、平成30年度、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）選定しています。

1 依存症専門医療機関

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有する医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来治療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

種 別	医療機関名	所在地
アルコール	明石こころのホスピタル	明石市
	東加古川病院	加古川市
	垂水病院	神戸市西区
	ひょうごこころの医療センター	神戸市北区
薬 物	垂水病院	神戸市西区
ギャンブル等	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区

2 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施したり、専門医療機関の実績の取りまとめを行うなど、依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関

種 別	医療機関名	所在地
アルコール	垂水病院	神戸市西区
	ひょうごこころの医療センター	神戸市北区
薬 物	垂水病院	神戸市西区
ギャンブル等	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区

治療拠点機関において、平成30年度より、依存症対策総合支援事業により、地域の医療従事者を対象とした研修を行っています。

【課題】

平成30年度の選定から依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の追加選定がなされていません。新たな選定を進め、治療体制の強化を図ります。

また、関係機関へ依存症専門医療機関との具体的な連携強化を図るとともに、県民に対しても依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備の取り組みについて広く周知を図り、その活用を促進させていきます。

なお、ギャンブル等依存症の治療として薬物療法は主体になりえないことから認知行動療法等を用いた治療プログラムに限られた選択の一つです。しかし、全てのケースに適応されるわけではないうえに、依存の心理社会的治療は他の精神疾患と比較して治療者に負担が大きいことから専門医療機関が整備されない要因の一つであることも、今後考慮していく必要があります。

【対策】

- ① 国の制度により、専門医療機関等の整備を進めていることから、この制度活用により選定機関の拡充を進めていきます。

また、治療等の指導者養成研修を県内で開催することで、専門医療機関等の選定も進めていきます。また、国において開催されている研修等へも、県として積極的な参加を支援します。

- ② 県におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者の早期発見・早期介入・早期支援を進めます。

また、依存症専門医療機関と自助グループ、民間団体等の連携強化もギャンブル等依存症である者への支援に不可欠であることから、体制の構築を図ります。

さらに、治療拠点機関が実施する医療従事者を対象とした研修を通じ、地域の関係医療機関と連携・協力体制の構築を検討します。

- ③ 令和2年度の診療報酬改定によって、ギャンブル等依存症に対する有効な治療法が確立されたことを踏まえ、ギャンブル等依存症の集団治療プログラムを新たに評価することになりました。

こうした制度の周知を図り、適切な治療を広げること、また、専門医療機関等の拡充につなげます。

(5) 人材の確保【地域福祉課、いのち対策室】

目指すべき姿

「いつでも、誰でも安心して相談できる」・「必要な支援につなげる」人材の確保へ

【現 状】

生活保護受給者が、社会常識の範囲内ではちんこなどの娯楽を行うことを一律に禁止してはいないが、平成 25 年の生活保護法改正において、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務を具体的に規定したところであり、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととしています。

令和元年 8 月に開催された厚生労働省主催の生活保護担当ケースワーカー全国研修会では、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上が図られました。

【課 題】

こうした取組の実効性を高めるため、ギャンブル等依存症対策に関する知識の定着を引き続き努めていくことが必要です。県においても、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの相談機関や依存症専門医療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について学ぶ必要があります。

また、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が現れているが、関係機関につながらない人もいます。こうした人に対して、「悩んでいる人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援につなげる」支援が必要と考えます。

【対 策】

ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護査察指導員やケースワーカーに対し依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）等との連携の重要性について、**生活保護査察指導員研修会等**を通じ周知を図ります。

また、ギャンブル等依存症の問題は、多重債務問題から自殺につながるケースもあることから、早期発見・早期介入・早期支援を実施するため、自殺対策における「ゲートキーパー*」の活用を図るため、その研修等においてギャンブル等依存症対策の普及・啓発を実施します。

(6) 自助グループ、民間団体等との連携

【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

自助グループ、民間団体等との連携体制を構築し、
実効性のある支援へ

【現 状】

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、強迫的ギャンブルからの回復を目指す人が集うギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）とギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための集まりであるギャマノンがあり、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを県内の各地で開催しています。

（兵庫県内の自助グループ）

GA （川西、三田、西宮ハピネスグループ、芦屋アハグループ、神戸元町フレンドリーグループ、神戸グループ、新明石グループ、姫路グループ 8箇所）

ギャマノン（川西、神戸、なごみ西宮、パワフル明石、ミラクル大久保、姫路、尼崎、AI 芦屋 8箇所）

そのほか、ギャンブル等依存症の予防から回復に資する情報提供や勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている「ギャンブル依存症問題を考える会」、「ギャンブル依存症家族の会・兵庫」など民間団体も活動しています。

このような自助グループや民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復支援に重要な役割を担っています。

【課 題】

自助グループ、民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っているが、行政機関をはじめとした関係機関との連携が十分図れているとはいえません。

【対 策】

県として、本事業の活用により、ギャンブル等依存症の問題に取り組む自助グループ、民間団体に対し、以下の活動へ協力するとともに、自助グループ、民間団体との連携体制を構築し、自助グループ、民間団体との連携を通じたギ

ャンブル等依存症対策を推進します。

- ① 自助グループ、民間団体が行うミーティングや相談会への参画など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動への協力
- ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報共有など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報共有
- ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の連携
- ④ 自助グループ、民間団体との相談技術の共有、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動との連携

4 社会復帰支援

(1) 生活困窮者への支援【地域福祉課、いのち対策室】

目指すべき姿

生活困窮に陥らせない、陥った場合にも適切な支援

につなげる連携へ

【現 状】

ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態像に応じたきめ細かな支援を行っています。

【課 題】

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症に関する知識等を修得することが必要です。

また、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者からの相談について、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの地域の支援機関と連携して支援を行うことが必要です。

【対 策】

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容が盛り込まれていることから、こうした研修に参加し、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行います。
- ② 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画することや、生活困窮者自立支援制度の相談窓口においてギャンブル等依存症である者等を発見した場合には、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの関係機関につなぐこと等を周知するなど、地域の支援機関との連携体制を強化します。

(2) 多重債務問題等への取組【地域金融室、消費生活課、いのち対策室】

目指すべき姿

借金をしてまでもギャンブル等を行う多重債務問題を抱える者への支援策の実施へ

【現 状】

多重債務相談を受ける弁護士、司法書士の法律専門家や県消費生活総合センターなどと、その他のギャンブル等依存症に関する関係諸機関の具体的な連携が十分に図れていません。

平成30年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度を拡充し、ギャンブル等依存症を対象に追加し、一般社団法人全国銀行協会も、平成31年3月より、同制度の運用を開始していますが、こうした取組みについても、広く知られていません。

【課 題】

多重債務の原因がギャンブル等依存にあると思われる場合に、その相談を受けた法律専門家、県消費生活総合センターなどにおいて、それをきっかけとして本人の治療や回復のためにつなぐべき関係機関との具体的な連携の仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、銀行業界においては、貸付自粛制度の運用を開始したばかりであり、同制度を必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要があります。このため、民間金融機関団体とギャンブル等依存症に関する相談拠点であるひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）との具体的な連携を図り、多重債務の問題を抱える者への制度の利用を促進する取組を検討する必要があります。

借金をしてまでもギャンブル等を行っている人は、その家族等への影響が危惧されるので、家族等への支援も必要となります。

【対 策】

ギャンブル依存を原因とする多重債務相談を受けた法律専門家、県消費生活総合センターなどと、関係機関との具体的な連携の仕組みを構築します。また、弁護士会・行政書士会が行う研修会や県消費生活総合センターが開催する消費生活相談の**情報交換会**等を通じて、推進計画の内容やひょうご・こうべ依存症対策センターの役割などギャンブル等依存症問題への周知を図り

ます。

また、消費者庁・金融庁が、関係機関等における連携協力体制の整備に関する記述を追加するなどして、基本法の内容に即して改訂した対応マニュアル（令和2年3月版）について、その活用を推進していることから、消費者庁・金融庁の取り組みと連携します。

さらに、金融庁は、貸付自粛制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保していること、また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知を図っていることから、県としても、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知方法を検討します。

トピックス

○令和元年度兵庫県内の多重債務相談窓口における相談受付状況と傾向

令和元年度、県・市町の消費生活窓口には540件、1か月あたり約54件の多重債務相談が寄せられました。平成29年度の1,099件から半減しており、近年減少傾向にあります。

年齢別では60歳以上の方からの相談が最も多くなっていますが、30歳代以下も約4分の1を占めます。借入額では55%が「200万円未満」ですが、「500万円以上」にのぼる割合も約18%あります。

兵庫県立消費生活総合センター 発行 「Aらいふ」より